

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

約款変更のお知らせ

拝啓 平素は株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供する「スマートハイムでんき for 賃貸」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社では、2024年4月からの容量市場（※参考）の開始に伴い、小売電気事業者である当社は電気事業法に従い容量拠出金を負担する義務を負います。こうした電力調達環境の変化を受け、2024年4月分の電気料金から電源調達調整費の算定式の一部である調整単価（調整項）に新たに調整すべき費用として容量拠出金相当額を含め算定いたします。

毎月の電気料金に影響が出ますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新料金の適用日

2024年5月分の電気料金から適用

2. 変更内容

(1) 容量拠出金および容量拠出金相当額の規定への明確化

2024年4月からの容量市場（※参考）の開始に伴い、2024年4月分の電気料金から電源調達調整費の算定式の一部である調整単価（調整項）に新たに調整すべき費用として容量拠出金相当額を含め算定いたします。それに伴い、容量拠出金および容量拠出金相当額について規定に明確化いたしました。

※詳細は、約款第3条（定義）25.（容量拠出金）および約款別紙4、調整単価（調整項）3.（容量拠出金相当額）をご確認ください。

(2) 料金のお支払いに必要な情報のお申し出についての規定の明確化および規定の追加

お客さまには、料金のお支払いに必要な情報を当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただいておりますが、その規定を明確化いたしました。

また、お客さまのご都合等により、当社が指定する期限までに料金のお支払いに必要な情報を当社が指定した様式により当社にお申し出いただけない場合は、当社から契約を解除できる旨の規定を追加いたしました。

※詳細は、約款第19条（料金その他の支払方法）(1) および約款第38条（当社からの解除等）(3) ハをご確認ください。

3. 変更後の電気供給約款

https://www.enetsystems.co.jp/img/index/smartheim-denki_chintai_yakkan_20240401.pdf

4. （※参考）

[くわしく知りたい！4年後の未来の電力を取引する「容量市場」](#)

（出典元：経済産業省 資源エネルギー庁）

5. 本件に関するお問い合わせ窓口

スマートハイムでんきコールセンター 0120-816-490 受付時間 10:00～18:00（年中無休）

今後も皆さまのご期待にお応えできますようサービス向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上